

地下水保全組織の設立について（公益財団法人くまもと地下水財団について）

1. 設立の経緯について

熊本地域 11 市町村は、地域全体で一つの地下水盆を共有しており、そこから得られる地下水は、100 万人の住民の生活水を始め、農業や工業用水等として利用されている。

しかしながら、近年、家畜排泄物や過剰な施肥、或いは生活排水等（以下「家畜排泄物等」という。）に由来する硝酸性窒素濃度の上昇といった水質悪化、水田など涵養域の減少に伴う地下水量の減少など、質・量の両面から継続的に負荷がかかっており、地下水を取り巻く環境は厳しさを増している。

このため、調査研究等の成果を踏まえた、効率・効果的な地下水保全対策の実施に取り組み、地下水環境の改善を図る観点から、既存の地下水保全組織を統合した新たな地下水保全組織を設立することになったものである。

- H20年 9月 熊本地域地下水保全対策会議において「区間下地域地下水総合保全管理計画」を策定し、地下水保全の新組織の設置を明記
- H21年 5月 対策会議、熊本地域地下水活用協議会及び地下水基金の既存三組織を統合した新組織について検討開始
- H22年10月 対策会議及び地下水基金理事会において、地下水基金を母体に、対策会議及び活用協議会の役割・事業等を引継ぎ、公益財団法人へ移行することで合意

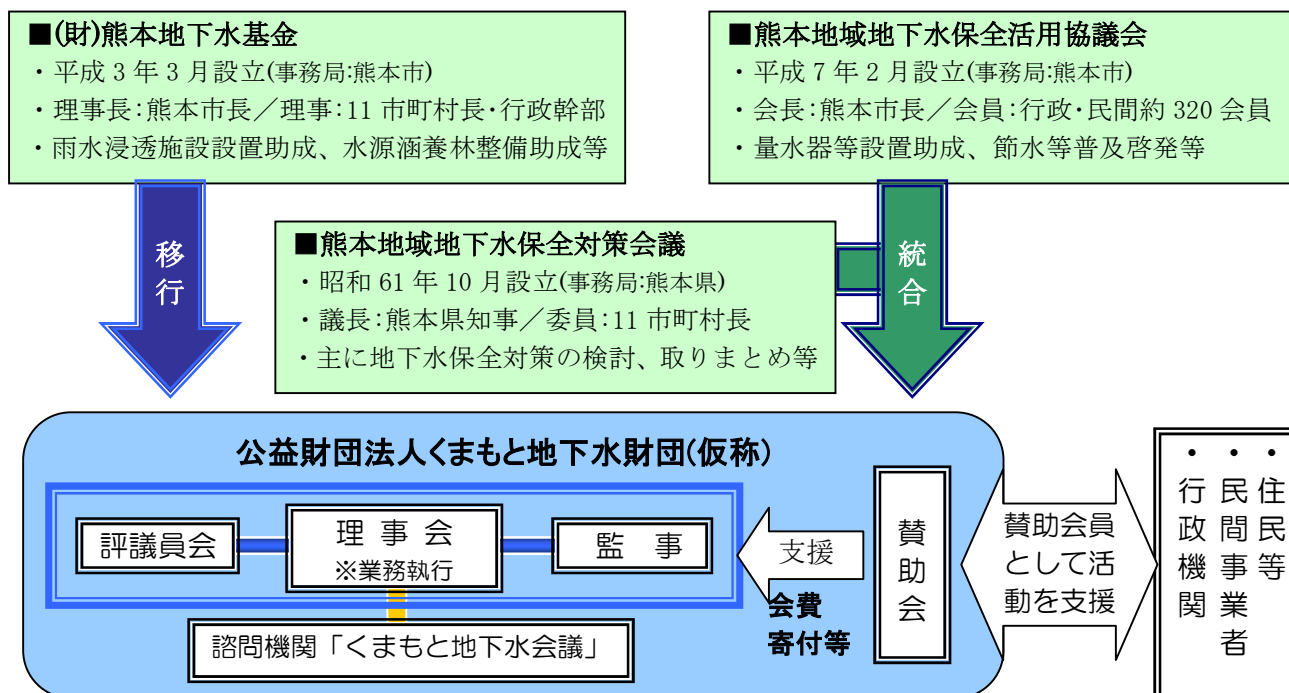
2. 組織体制について

新組織は、評議員会・理事会・監事の3つの法定機関と、諮問機関「くまもと地下水会議」及び賛助会「くまもと育水会」の2つの任意組織で構成される。

それぞれの構成員については、地域一体となった地下水保全を標榜している趣旨を踏まえ、県 11 市町村の長又は主要職員、大口の地下水採取事業者、経済団体等関係者、学識経験者等で構成されている。

- 評議員会：理事・監事の選解任、決算・定款変更等の承認
- 理 事 会：事業計画など業務執行の決定、理事長等の選解任
- 監 事：理事の職務執行の監査。
- 諮問機関：財団の運営・活動等に対する支援・助言等
- 賛 助 会：定款に基づき設置。会費等により財団活動を支援し、地下水環境の向上に貢献

■くまもと地下水財団の設立イメージ



3. 実施事業について

初年度となる平成 24 年度においては、地下水の流動等のメカニズムを把握する調査研究を始め、水質・水量、啓発等の 4 つの公益目的事業を実施する。

- ①地下水環境調査研究事業…………… 地下水の流動など地下水の仕組みを解析し、各事業の効率・効果的な展開の基礎となる調査事業
- ②地下水質保全対策事業…………… 市町村単位の硝酸性窒素削減計画の作成支援、汚染物質の削減対策事業
- ③地下水涵養推進事業…………… 水田湛水や雨水浸透施設の設置を助成する涵養事業
- ④地下水採取・使用適正化推進事業…… 量水器の設置助成や節水等の啓発事業

4. 財源について

○事業費負担金	38,000千円
行政(県及び11市町村)の地下水採取量に応じた負担金	
民間採取者からの会費等	
○運営費負担金	20,000千円
行政(県及び11市町村)負担金	
○その他	7,000千円
合 計	65,000千円